通知書

（従業員または元従業員に関するインドネシアでの刑事告訴の通知、日本およびインドネシアの関連法令、国境を越える法的手段、ならびに公開アカウント上の倫理および情報セキュリティに関する事項）

番号： 125/PEMBERITAHUAN/RW/XI/2026
日付： 2026年11月27日（金）

差出人：
ラフマット・ウィボウォ（Rahmat Wibowo）
インドネシア、西ジャワ州、ブカシ市
メール：rahmat.wibowo21@gmail.com

宛先：
株式会社メルカリ（Mercari, Inc.） 御中
法務・コンプライアンス、情報セキュリティ、人事ご担当部署 様
東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
国際書留郵便、および貴社ウェブサイトに掲載されている公式窓口へのメールで送付

写し：
差出人保管。

件名： Marcello Faria氏に関するインドネシアでの告訴の通知、インドネシア国家警察刑事捜査庁サイバー犯罪局への告訴の進捗、日本およびインドネシアの関連法令、国境を越える法的手段、公開アカウント上の倫理および情報セキュリティに関する事項、ならびに社内確認のお願い

拝啓

私、**ラフマット・ウィボウォ（Rahmat Wibowo）**は、自らのために、**株式会社メルカリ**（以下「貴社」）に本書面をお送りします。

次の点にご留意ください。

1. 本書面は、**通知および確認のお願い**であり、**貴社に対する催告書（ソマシ）ではありません。**貴社に対する損害賠償その他の要求も、貴社または他の誰かに対する脅しも含みません。
2. 私は、貴社が犯罪または違法行為を行ったと**非難するものではなく**、貴社が以下の投稿を知っていたか、または承認していたかも知りません。Marcello Faria氏の行為に関する記述はすべて**疑い**であり、無罪推定の原則に服します。
3. 私は、貴社に対し、制裁の実施、雇用関係の終了、インドネシアへの帰国の働きかけ、または Marcello Faria氏に何かを強いることを**求めません。**法的手段の選択と実施は、国家の当局の権限に属します。
4. 私は Marcello Faria氏との間に**紛争のある当事者**です。そのため、第VI部の倫理および情報セキュリティに関する事項は、貴社が公開リンクから自ら確認できる範囲に限り、評価は完全に貴社に委ねます。
5. 本書面は、2026年8月28日付の催告書 番号 017/SOMASI/RW/VIII/2026 とは**別個**のものです。その催告書は、私が Marcello Faria氏個人に宛てたもので、貴社を写しの宛先として記載しています。その催告書のすべての要求は、当該ご本人に向けられたものであり、貴社に向けられたものではありません。貴社がそれを受領したかどうかは存じません。

I. 本書面の目的

1. 公開情報によれば貴社と関係がある Marcello Faria氏について、私に関する同氏のXアカウントの投稿を理由とする刑事告訴がインドネシアにあることをお知らせすること。
2. インドネシア国家警察刑事捜査庁サイバー犯罪局（Dittipidsiber Bareskrim Polri）への告訴の最新の進捗をお伝えすること。
3. ソーシャルメディア上の嫌がらせおよび侮辱に関する日本およびインドネシアの法令を全文引用し、要件の充足および故意（mens rea）に関する私の評価を述べ、その限界を説明すること。
4. 利用可能な法的手段が国家の当局に属することを貴社にご理解いただくため、その内容と限界を説明すること。
5. Marcello Faria氏の公開アカウント上に見られる倫理および情報セキュリティに関する事項を、貴社が自らの方針に基づいて評価できるようお知らせすること。

6. 貴社に、関連文書の保存、社内での確認、および連絡窓口の指定をお願いすること。

II. 特定および貴社との関係

No	事実	証拠
1	Xアカウント @Silberschatzz の表示名は「Cello and 14652 others」です。2026年8月28日から29日に私が記録したプロフィールのスクリーンショットでは、自己紹介に「tukang ketik @ mercari」（「mercari のタイピスト」の意）、所在地に「Tokyo-to, Japan」、および Marcello Faria氏の名義の職業用ネットワークのプロフィールへのリンクが表示されています	証拠I-1
2	公開リポジトリ [redacted] の、2025年9月19日から2025年10月19日までの56件のコミットすべてに、作成者およびコミッターとして「Marcello Faria」、メールアドレス [redacted] が記録されています	証拠E-1；2026年11月27日の閲覧のみの確認
3	アカウント @Silberschatzz の2026年8月17日および20日の投稿に、業務に関係すると思われる内容（技術面接の手続および pull request）が含まれています	証拠E-2、E-3
4	私は、名前の一致（Marcello Faria、「Cello」、[redacted] およびコミットの作成者名から、Xアカウントと GitHub アカウントが同一人物により管理されていると判断しています。これは私自身の評価であり、貴社が自ら確認できます	添付なし

私は、Marcello Faria氏が現在も貴社に勤務しているかどうかを存じません。貴社に従業員の個人情報を私に開示するようお願いするものではありません。

III. インドネシアでの事案

A. 告訴の対象となる投稿

日付	アカウント @Silberschatzz の投稿内容	証拠
2023年10月17日 20時55分（表示された場所：Tanah Abang, Indonesia）	「Dia time travel ke januari demi nuntut UU ITE [目が星の絵文字] effort bet gila」（B-1 で858回表示、2026年11月27日記録）。別のスクリーンショット（B-2、221回表示）は、この投稿が他の二つのアカウント（@fadelanandad および @boysoblog）への返信であることを示しています。*送付者による仮訳：「1月にタイムトラベルしてまで ITE 法で訴えるとは、とんでもない労力だ [絵文字]」*	B-1、B-2
2023年10月19日	「Udah pernah jg dia nangis di reelsnya sur, cmn soal kasian, gw lebih kasian sama orang" yg terdampak dari dia, contohnya aja HRnya. Gara" dy yg bikin ulah HRnya yg kena batu (fired gada SP SPan lagi)」（70回表示）。*送付者による仮訳：「その人がリール動画で泣いているのも見たことがあるけど、同情するなら、その人の影響を受けた人たち、たとえば人事担当者のほうにもっと同情する。その人が騒ぎを起こしたせいで人事担当者が被害を受けた（警告書もなく解雇された）」* 私は「dia」を私のことと読んでいます。この投稿は第三者に関する因果関係を述べていますが、その根拠は私には分かりません	B-3
2025年7月9日	返信：「WKWOWKWKWKA not DIO but kera sakti」（153回表示）。ある作品の敵役に例えた他のユーザーのコメントへの返信です。*注：「kera sakti」は孫悟空（西遊記）を指します。*	B-4
2025年7月9日	投稿：「Bro came out after being sealed for 500 years and start hunting again, am I cook? Or..」。短編動画アプリの「Viewer history」（閲覧履歴）画面のスクリーンショットが添付され、名前は一部が隠れていますが、私は私のアカウントを指すと考えています（1.3K回表示）	B-5
2025年7月10日	投稿：「We even have 2 legends, each with their own uniqueness [絵文字]」	B-5

2025年のスクリーンショットの日付は日/月/年の形式（9/7/25 および 10/7/25）で表示されています。インドネシア語の文言に付した訳は、送付者自身による非公式の仮訳です。

B. 同時期のその他の投稿（背景情報）

次の投稿は、同時期のコメントの傾向を示すため、背景情報として添付します。**各投稿の対象は、スクリーンショット上には記載されていません。** 私は私に言及したものと読んでいますが、その読み方は誤っている可能性があります。これらを告訴の根拠とも、貴社へのお願いの根拠ともしません。

日付	アカウント @Silberschatzz の投稿内容	備考	証拠
2023年9月28日23時02分	「Bro doesn't need our help, bro needs ppl's impression [絵文字]」（1,605回表示）	元の投稿は見えません。同じスレッドの他のアカウントの返信に「Clout engineer」とあります	K-1
2023年9月29日9時16分	「Ppl's endgame: Join MAANG, build startup, etc. Beliau's endgame: join podcast deddy corbuzier」（1,212回表示）。ある技術企業での解雇事案とその母校への影響を論じる他のユーザーの投稿を引用しています。*注：「beliau」は「あの御方」ほどの意味の敬称で、ここでは皮肉として使われていると読めます。*	私は「Beliau」を私に言及するものと読んでいます。引用された投稿が論じる解雇事案は、私見では私に関わる事案だからです	K-2
2023年10月14日12時43分	「GOBLOG DIBIKIN JEDAG JEDUG WKAOKWWOWKWKW」（3,188回表示）。*注：「goblog」はインドネシア語の俗語で「愚か者」、「jedag jedug」は低音の効いた音楽のビートを表す擬音です。*	返信先の投稿は所有者により閲覧が制限されており、見ることができません。対象は不明です	K-3
2023年10月18日9時51分	「Slack gw dah verified [目が星の絵文字] bntr lagi weekly impression otw 400.000 [絵文字]」（752回表示）。業務用アプリケーション上のプロフィール表示の画像が添付されています。*注：「私の Slack は認証済み、週間インプレッションはもうすぐ40万に届く」の意。*	特定の人物には言及していません。同時期のソーシャルメディア上の注目に関する背景情報としてのみ位置づけます	K-4

C. 私の評価とその限界

貴社に公平な全体像をお伝えするため、私の告訴を弱める可能性のある事項も記します。

事項	説明
2025年の投稿の性質	2025年7月の投稿は、からかいおよび比喩の調子のものです。私の評価では、2023年法律第1号第433条第2項の要件を充足します（第IV部C）。捜査官が、具体的な事実の摘示を含まず軽微な侮辱（2023年法律第1号第436条）のみに当たると評価する可能性があり、その場合に備えて同条を予備的に提出しています。2023年法律第1号第434条は、さらなる審査の根拠としてのみ提出しています
2023年10月19日の投稿	この投稿には、第三者に関する事実の性質を持つ断定が含まれています。私はその根拠を知らず、それが虚偽であると証明されたと主張するものでもありません
提起され得る抗弁	Marcello Faria氏は、投稿が意見または冗談であると主張することができ、また2023年法律第1号第433条第3項は、公共の利益のため、または自己防衛のためやむを得ず行った場合を罰しないと定めています
行為の時期	すべての投稿は2026年1月2日より前のものです。2023年法律第1号第3条第1項により、新しい法令が適用されますが、旧法令が行為者にとってより有利な場合は旧法令が適用されます。その適用（2023年法律第1号第29条の告訴期間を含む）は、捜査官および裁判所の判断に委ねられます
手続の段階	本書面の日付現在、Marcello Faria氏に対する被疑者の指定、起訴または判決があることを、私は存じません

D. インドネシア国家警察刑事捜査庁サイバー犯罪局への告訴の進捗

日付	出来事	備考

2026年8月28日	Marcello Faria氏宛の催告書 番号 017/SOMASI/RW/VIII/2026（インドネシア語、英語、日本語）；写し：バンドン工科大学同窓会および貴社	履行期限は2026年8月31日17時00分（WIB）。私の記録では、その催告書の要求は履行されていません
2026年9月22日	サイバー犯罪局長は、「公衆からの苦情（dumas）の報告の移送」を件名とする移送書簡 番号 B/1629/IX/RES.7.4./2026/Dittipidsiber を、ジャカルタ首都圏警察本部長（サイバー犯罪局長宛）に発出しました。写しの宛先は、国家警察刑事捜査庁長官、ジャカルタ首都圏警察本部長、国家警察刑事捜査庁監督局長です。書簡は、苦情受付部門（Pendumas）との調整の結果、名誉毀損の疑いに関する私の告訴状の取扱いを、ジャカルタ首都圏警察本部サイバー犯罪局に移送すると述べています（証拠D-1、D-2）	この書簡は、2026年8月12日および13日付の私の書簡10通を参照しており、被告訴人の名前は記載していません。そのいずれかにMarcello Faria氏が含まれるかどうか、私は確認できません。告訴番号 073 および 078 は、日付（2026年9月28日）がこの書簡より後であるため、参照されていません
2026年9月28日	インドネシア国家警察刑事捜査庁サイバー犯罪局長宛の告訴 番号 073/ADUAN-DITTIPIDSIBER/RW/IX/2026（写し：在東京インドネシア共和国大使館）。同じ内容は合同告訴 番号 078/ADUAN-DITTIPIDSIBER/RW/IX/2026 にも含まれています	受領証を私は保有しています。告訴では、受理の記録、デジタルフォレンジック捜査、NCB-Interpol インドネシアおよび在東京インドネシア共和国大使館との連携、刑事共助の検討、および進捗の情報提供を求めています
2026年11月10日	ジャカルタ首都圏警察本部長宛の申請 番号 091/PERMOHONAN/RW/XI/2026（写し：サイバー犯罪局ほか）。番号 073 および 078 を含む、私のすべての警察への届出および告訴状の進捗情報の提供を求めるもの	回答待ち
2026年11月17日	私がジャカルタ首都圏警察本部総務局に提出した告訴の処理状況表は、公印と、他の4件の告訴状に対する手書きの処理指示が付されて返却されました。番号 073（32番目）および 078（36番目）の行は4〜6ページにあり、私が返却を受けたファイルには含まれていません	番号 073 および 078 についての処理指示の情報はありません。この表には他の当事者の名前が含まれるため、添付していません
2026年11月27日	私の記録による現状	告訴 番号 073 および 078 の処理結果、すなわち移送されたのか、警察への届出に格上げされたのか、対応不能とされたのかについて、書面による通知を私は受け取っていません。貴社のご要望があれば、さらなる進捗をお知らせします

名誉毀損および侮辱の疑いに関する告訴は、2023年法律第1号第440条により、告訴がなければ訴追されない犯罪です。告訴書類には私の個人情報が含まれているため、本書面には添付していません。関連する部分は、貴社のご要望があればお渡しできます。

IV. 法令、要件の充足、および故意

A部およびB部の条文は、公式の条文から全文を引用しています。インドネシアの条文の日本語は送付者による非公式の仮訳であり、原文（インドネシア語）はインドネシア語版の書簡に全文を引用しています。要件の充足（C部）および故意（D部）の分析は、事実を各要件に当てはめた**私の評価**です。最終的な判断は、捜査官、検察官および裁判所に属します。Marcello Faria氏は、無罪推定の原則の保護を受けます。

A. インドネシアの法令（全文引用）

1. 2023年法律第1号（刑法典）

> ***第433条*** *（1）口頭で、ある事柄を摘示することにより他人の名誉又は評判を攻撃した者で、そのことが公に知られることを目的とするものは、名誉毀損として、9か月以下の拘禁刑又は第II類以下の罰金に処する。 （2）（1）の行為が、公開され、展示さ*

れ、又は公共の場所に掲示された文書又は画像によって行われたときは、文書による名誉毀損として、1年6か月以下の拘禁刑又は第III類以下の罰金に処する。 (3) (1) 及び (2) の行為は、公共の利益のため、又はやむを得ず自己を防衛するために行った場合は、罰しない。

第434条 (1) 第433条に定める者が、摘示した事柄の真実性を証明する機会を与えられたにもかかわらずこれを証明できず、かつ、その摘示が自ら知っていたことに反するときは、中傷 (fitnah) として、3年以下の拘禁刑又は第IV類以下の罰金に処する。 (2) (1) の真実性の証明は、次の場合に限り行うことができる。a. 裁判官が、被告人が公共の利益のため又はやむを得ず自己を防衛するために行為したとの被告人の供述を考慮するために、摘示の真実性を調べる必要があると認めるとき。b. 公務員が職務の遂行に関する事柄を行ったと摘示されたとき。 (3) (2) の証明は、摘示された事柄が告訴がなければ訴追できないものであって、告訴がされていない場合は、行うことができない。

第436条 名誉毀損又は文書による名誉毀損に当たらない侮辱を、他人に対し、公然と口頭若しくは文書で行い、又は侮辱された者の面前で口頭若しくは行為により、若しくはその者に送付し若しくは交付した文書により行った者は、軽微な侮辱として、6か月以下の拘禁刑又は第II類以下の罰金に処する。

第440条 第433条、第434条及び第436条から第438条までに定める犯罪は、犯罪の被害者の告訴がなければ、訴追しない。

第441条 (1) 第433条から第439条までの刑は、情報技術の手段を用いて行われた場合は、3分の1を加重することができる。(2) 第433条、第434条及び第436条の刑は、侮辱され又は中傷された者が適法に職務を執行中の公務員である場合は、3分の1を加重することができる。

第20条 すべての者は、次の場合には、犯罪の行為者として処罰される。a. 自ら犯罪を行ったとき。b. 道具を介して、又は責任能力のない他人を使って犯罪を行ったとき。c. 共に犯罪を行ったとき。d. 何かを与え若しくは約束し、権力若しくは威信を濫用し、暴力を用い、暴力の脅迫を用い、欺罔し、又は機会、手段若しくは情報を与えることにより、他人に犯罪を行わせたとき。

第29条 (1) 告訴は、次の期間内に行わなければならない。a. 告訴権者がインドネシア共和国統一国家の領域内に居住する場合は、告訴権者が犯罪を知った日から6か月。b. 告訴権者がインドネシア共和国統一国家の領域外に居住する場合は、告訴権者が犯罪を知った日から9か月。 (2) 告訴権者が複数いる場合、(1) の期間は、各告訴人が犯罪を知った日から起算する。

第3条第1項 (関係する項) 行為の後に法令の変更があった場合は、新しい法令を適用する。ただし、旧法令が行為者及び幇助者に有利であるときは、この限りでない。

第79条第1項 (関係する号) 罰金の上限は、次により定める。… b. 第II類 1,000万ルピア、c. 第III類 5,000万ルピア、d. 第IV類 2億ルピア …

2023年法律第1号第441条第1項による3分の1加重後の刑（再計算）：

条文	基本の刑	加重後
第433条第2項	1年6か月以下の拘禁刑又は第III類罰金（5,000万ルピア）	2年以下の拘禁刑又は 66,666,666.67 ルピアの罰金
第434条第1項	3年以下の拘禁刑又は第IV類罰金（2億ルピア）	4年以下の拘禁刑又は 266,666,666.67 ルピアの罰金
第436条	6か月以下の拘禁刑又は第II類罰金（1,000万ルピア）	8か月以下の拘禁刑又は 13,333,333.33 ルピアの罰金

2. 2024年法律第1号（電子情報取引法に関する2008年法律第11号の第二次改正法）

第27A条 故意に、ある事柄を摘示することにより他人の名誉又は評判を攻撃し、そのことが公に知られることを目的として、電子システムを通じて行う電子情報及び／又は電子文書の形式で行った者。

第45条第4項から第7項 (4) 故意に、ある事柄を摘示することにより他人の名誉又は評判を攻撃し、そのことが公に知られることを目的として、第27A条に定める電子システムを通じて行う電子情報及び／又は電子文書の形式で行った者は、2年以下の拘禁刑及び／又は4億ルピア以下の罰金に処する。 (5) (4) の規定は、被害者又は犯罪の影響を受けた者の告訴があって初めて訴追できる親告罪であり、法人の告訴によるものではない。 (6) (4) の行為が、真実であることを証明できず、かつ知っていたことに反するにもかかわらず、証明の機会が与えられていたときは、中傷として、4年以下の拘禁刑及び／又は7億5,000万ルピア以下の罰金に処する。 (7) (4) の行為は、次の場合は罰しない。a. 公共の利益のために行ったとき。b. やむを得ず自己を防衛するために行ったとき。

第29条 故意に、かつ権限なく、暴力の脅迫及び／又は威嚇を含む電子情報及び／又は電子文書を、被害者に直接送信した者。

> ***第45B条*** *故意に、かつ権限なく、第29条に定める暴力の脅迫及び／又は威嚇を含む電子情報及び／又は電子文書を、被害者に直接送信した者は、4年以下の拘禁刑及び／又は7億5,000万ルピア以下の罰金に処する。*

> ***第II条第1号*** *この法律が施行された時、第27条第1項、第27A条、第28条第2項、第28条第3項、第36条、第45条第1項、第45条第2項、第45条第4項、第45条第5項、第45条第6項、第45条第7項、第45A条第2項及び第45A条第3項の規定は、次の法律が施行されるまで効力を有する。 刑法典に関する2023年法律第1号（インドネシア共和国官報2023年第1号、インドネシア共和国官報付録第6842号）。*

注：2024年法律第1号第45B条の罰金額は、刑罰の調整に関する法律（2026年法律第1号）により、第IV類罰金（2億ルピア）に改められました。4年以下の拘禁刑は変わりません。

3. 2008年法律第11号および2016年法律第19号（2023年10月の投稿の時点で有効な条文）

> ***2008年法律第11号第27条第3項*** *故意に、かつ権限なく、侮辱及び／又は名誉毀損の内容を含む電子情報及び／又は電子文書を、配布し、及び／又は送信し、及び／又はアクセス可能にした者。*

> ***2016年法律第19号により改正された2008年法律第11号第45条第3項および第5項*** *（3）故意に、かつ権限なく、第27条第3項に定める侮辱及び／又は名誉毀損の内容を含む電子情報及び／又は電子文書を、配布し、及び／又は送信し、及び／又はアクセス可能にした者は、4年以下の拘禁刑及び／又は7億5,000万ルピア以下の罰金に処する。 （5）（3）の規定は、親告罪である。*

これらの条文は、新刑法典の施行時に廃止されました（2026年法律第1号により改正された刑法典第622条第1項）。2026年1月2日より前の投稿に適用される条文は、2023年法律第1号第3条第1項に従い、捜査官が判断します。

4. インドネシア民法典

> ***第1365条*** *違法な行為により他人に損害を与えた場合、その損害を生じさせた者は、自己の過失により、その損害を賠償する義務を負う。*

> ***第1372条*** *侮辱に関する民事上の請求は、損害の賠償並びに名誉及び評判の回復を得るために提起する。これを評価するに当たり、裁判官は、侮辱が粗暴であるか否か、並びに双方当事者の地位、身分及び資力並びに状況を考慮しなければならない。*

B. 日本の法令（全文引用）

> ***刑法第230条（名誉毀損）*** *公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。*

> ***刑法第231条（侮辱）*** *事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。*

> ***刑法第232条（親告罪）*** *この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。 告訴をすることができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わって告訴を行う。*

> ***刑法第233条（信用毀損及び業務妨害）*** *虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。*

> ***刑事訴訟法第235条*** *親告罪の告訴は、犯人を知つた日から六箇月を経過したときは、これをすることができない。ただし、刑法第二百三十二条第二項の規定により外国の代表者が行う告訴及び日本国に派遣された外国の使節に対する同法第二百三十条又は第二百三十一条の罪につきその使節が行う告訴については、この限りでない。*

> ***民法第709条（不法行為による損害賠償）*** *故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。*

> ***民法第710条（財産以外の損害の賠償）*** *他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。*

> ***民法第723条（名誉毀損における原状回復）*** *他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。*

> ***民法第724条（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）*** *不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。 一　被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。 二　不法行為の時から二十年間行使しないとき。*

発信者情報の開示請求は、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第5条（旧称：プロバイダ責任制限法）に基づき、申立人の権利の侵害が明らかであり、かつ開示を受けるべき正当な理由がある場合に、サービス提供者に対して行うことができます。同条は長いため、全文は引用していません。このアカウントの同一性は、すでに明らかであると評価しています。

C. 要件の充足（私の評価）

1. 2023年法律第1号第433条第2項および第441条第1項（主たる根拠）。対象：2023年10月19日（B-3）、2025年7月9日および10日（B-4、B-5）の投稿。

No	要件	当てはまる事実	私の評価
1	すべての者	アカウント @Silberschatzz を管理する個人（第II部、I-1、E-1）	充足
2	他人の名誉又は評判を攻撃すること	B-3：私を、第三者が解雇されるに至る「騒ぎを起こした」者として描いています。B-4、B-5：私を「500年封印された」者、「再び狩りを始める」者として描き、「kera sakti（孫悟空）」に例えています	充足
3	ある事柄を摘示することにより	B-3：私が第三者の解雇を招いたとの摘示。B-5：私が他者を「狩っている」との摘示と、監視を示す閲覧履歴のスクリーンショット	B-3 は充足。B-4、B-5 は、私の評価では充足します。捜査官がこれらの投稿に摘示はないと評価する場合は、2に記す予備的根拠が適用されます
4	公に知られることを目的とすること	公開プラットフォーム上の公開投稿：70回表示（B-3）、153回表示（B-4）、1.3K回表示（B-5）	充足
5	公開され、展示され、又は公共の場所に掲示された文書又は画像によること（第2項）	公開アカウントを通じて公開された文章および画像	充足
6	正当化事由がないこと（第3項）	投稿は公共の利益に関するものではなく、自己防衛の根拠となり得る私からの攻撃を、私は知りません	充足（ご本人が反証した場合を除く）
7	情報技術の手段によること（第441条第1項）	すべての投稿はソーシャルメディアを通じて行われた	充足

加重後の刑：2年以下の拘禁刑又は 66,666,666.67 ルピアの罰金。

2. 2023年法律第1号第436条および第441条第1項（予備的根拠）。対象：2023年10月17日（B-1、B-2）、2025年7月9日および10日（B-4、B-5）の投稿。

No	要件	当てはまる事実	私の評価
1	すべての者	1と同じ	充足
2	名誉毀損又は文書による名誉毀損に当たらない侮辱	B-1：私の法的措置を「effort bet gila（とんでもない労力）」と嘲笑。B-4：「not DIO but kera sakti」。B-5：「2 legends」	充足
3	他人に対し、公然と、文書で	誰でも読める公開アカウント上の文章	充足

4	第441条第1項による加重	ソーシャルメディア	充足

加重後の刑：8か月以下の拘禁刑又は 13,333,333.33 ルピアの罰金。

3. 2023年法律第1号第20条（関与）

態様	当てはまる事実	私の評価
a号：自ら行うこと	各投稿は同じアカウントから作成・公開された	充足
c号：共に行うこと	B-2：同じスレッドの他の二つのアカウントへの返信。B-5：同じスレッドでの他者の返信と、これに続く「2 legends」の投稿	私の評価では、スレッド上の他のアカウントとの了解が立証される限りで充足。捜査官による確認が必要です
d号：機会、手段又は情報の提供を含む教唆	B-5：他のアカウントの返信を招いた主投稿	捜査官による確認が必要です

4. 電子情報取引に関する条文（予備的根拠）

条文	要件	当てはまる事実	私の評価
2024年法律第1号第27A条および第45条第4項（2025年7月の投稿、B-4、B-5）	すべての者；故意；事柄を摘示して名誉又は評判を攻撃；公に知られることを目的；電子システムを通じた電子情報及び／又は電子文書の形式	X上の文章および画像；故意はD部；第45条第7項の正当化事由は見当たらない	2026年1月2日より前の投稿について、予備的根拠として充足。第45条第5項により親告罪。刑：2年以下の拘禁刑及び／又は4億ルピアの罰金
2016年法律第19号により改正された2008年法律第11号第27条第3項および第45条第3項（2023年10月の投稿、B-1からB-3）	すべての者；故意かつ権限なく；電子情報及び／又は電子文書を配布し、送信し、及び／又はアクセス可能にすること；侮辱及び／又は名誉毀損の内容を含むこと	公開アカウントへの投稿により内容が公衆にアクセス可能となった；権利又は許可はない；内容は嘲笑（B-1）および摘示（B-3）	予備的根拠として充足。第45条第5項により親告罪。刑：4年以下の拘禁刑及び／又は7億5,000万ルピアの罰金。適用される条文は、2023年法律第1号第3条第1項に従い捜査官が判断します

5. 充足したとは私が述べない、さらなる審査の根拠

条文	立場
2023年法律第1号第434条（中傷）および2024年法律第1号第45条第6項	「自ら知っていたことに反する」という要件を、私はまだ立証できません。2023年10月19日の発言（B-3）の真実性を証明する機会がご本人に与えられ、その要件を捜査官が検証できるよう求めます
2024年法律第1号第29条および第45B条	投稿は公開のものであるため、「被害者に直接」という要件を満たすかどうかは確実ではありません。直接のメッセージの有無を捜査官が確認できるよう、提出するにとどめます

6. インドネシア民法典第1365条および第1372条

要件	当てはまる事実	私の評価
違法行為	投稿は、名誉に対する権利および1から4の刑罰規範を侵害する	充足
過失（帰責）	故意（D部）	充足
損害	精神的苦痛および名誉の毀損という非財産的損害。その額は本書面では述べません	私の評価では充足

因果関係	損害は、他者の投稿とともに、投稿から生じている	Marcello Faria氏の投稿に由来する限りで充足

第1372条は、損害賠償並びに名誉の回復の請求を認め、裁判官は侮辱の粗暴の程度を考慮します。説明した投稿は粗暴な罵倒というよりは嘲笑であり、これを軽減に働き得る事情として認めます。

7. 日本法（私の評価。最終的な判断は日本の当局および裁判所に属します）

条文	要件	当てはまる事実	私の評価
刑法第231条	公然性；侮辱；故意	B-1、B-4、B-5：公開アカウント上の嘲笑	充足
刑法第230条	公然性；事実の摘示；名誉の毀損；故意	B-3：私が第三者の解雇を招いたとの発言	充足。公共の利益に関する特例は見当たらない
民法第709条・第710条	故意又は過失；権利又は法律上保護される利益の侵害；損害；因果関係	6と同じ	充足
期間	刑事告訴：犯人を知った日から6か月（刑事訴訟法第235条）。民事請求：損害及び加害者を知った時から3年（民法第724条）	各投稿を私が知った日は、すべての記録に残っているわけではありません	投稿ごとに検討が必要。刑事告訴の期間は経過している可能性があります

8. 投稿ごとの私の評価の概要

投稿	主たる根拠	予備的根拠
2023年10月17日（B-1、B-2）	2023年法律第1号第436条および第441条第1項	2016年法律第19号により改正された2008年法律第11号第27条第3項および第45条第3項
2023年10月19日（B-3）	2023年法律第1号第433条第2項および第441条第1項	2016年法律第19号により改正された2008年法律第11号第27条第3項および第45条第3項；第434条はさらなる審査の根拠
2025年7月9日および10日（B-4、B-5）	2023年法律第1号第433条第2項および第441条第1項	2023年法律第1号第436条および第441条第1項；2024年法律第1号第27A条および第45条第4項

D. 故意（*mens rea*）の分析（私の評価）

私が存在すると評価する故意の形態は、**目的としての故意**（*dolus directus*、*oogmerk*）、すなわち、名誉又は評判を攻撃し、それを公に知らせるという目的です。少なくとも、**可能性の認識としての故意**（*dolus eventualis*）、すなわち、投稿が対象を公衆の前で貶めると認識しながら、あえて公開したことがあります。その指標は次のとおりです。

No	指標	事実	証拠
1	時間を置いた反復	2023年10月17日および19日の投稿が、約21か月の間隔を置いて、2025年7月9日および10日に繰り返されている。この様態は、自然発生的な反応とは整合しない	B-1、B-3、B-4、B-5
2	枠づけの一貫性	「effort bet gila」（2023年）や「dia nangis di reelsnya」（2023年）から、「500年封印された」、「再び狩りを始める」、「kera sakti」、「2 legends」（2025年）まで、対象は嘲笑の対象として、また問題のある人物として枠づけられている	B-1、B-3、B-4、B-5
3	対象の脆弱性の認識	2023年10月19日の投稿は、対象が動画投稿で泣いたことがあると述べつつ、投稿を公開している。投稿が傷つけ得るとの認識を示す	B-3
4	監視	2025年7月9日の投稿は、短編動画アプリの閲覧履歴のスクリーンショットを含む。ご本人がその活動を把握し、記録し、公開したことを示す	B-5

5	公開の聴衆の選択	すべての投稿は、識別可能なアカウント上で公衆に公開されている（添付のスクリーンショットで70回から1.3K回表示）	B-1、B-3、B-4、B-5
6	他者の関与	他のアカウントが関わり、他のアカウントの返信を招いたスレッドでの投稿と、これに続く「2 legends」の投稿	B-2、B-5
7	公共の利益または自己防衛の不存在	投稿は公共の利益に関する事柄を報じていない。自己防衛の根拠となる私からの攻撃を、私は知らない	B-1からB-5
8	投稿後の行動	投稿は、記録日の2026年11月27日時点でも公衆にアクセス可能であり、訂正や謝罪を私は知らない	B-1、B-3、K-1からK-4

提起され得る抗弁。 Marcello Faria氏は、投稿が冗談またはミーム（*animus iocandi*）のつもりであり、名誉を攻撃する意図はなかったと主張し得ます。私の評価では、反復され、特定の人物に向けられ、公開の聴衆に公表された嘲笑は、名誉を攻撃する目的を失わせるものではなく、2023年法律第1号第433条および第436条は憎悪を要件としていません。この抗弁の評価は裁判官に属します。

結論。 私の評価では、2023年法律第1号第433条第2項および第441条第1項、ならびに予備的に同法第436条および第441条第1項の客観的要件および故意は充足されており、C部4に記した電子情報取引に関する条文が予備的根拠となります。2023年法律第1号第434条および2024年法律第1号第29条・第45B条の要件は、私は充足したとは述べず、さらなる審査のために提出するにとどめます。

V. 法的手段およびインドネシアへの出頭

この部は、法令上利用可能な手段とその限界のみを説明するものです。各手段についての判断は国家の当局に属します。**私は、貴社がMarcello Faria氏に対していかなる手段も動かすこと、Marcello Faria氏をインドネシアに帰国させること、または雇用上の措置をとることを求めません。**

No	手段	根拠と状況	限界
1	事情説明または取調べへの任意の出頭、および話し合いによる解決	私は、上記のメールを通じた話し合いおよび調停に応じる用意があります。インドネシアでの取調べは、当事者がインドネシア領内にいる場合にインドネシアの刑事手続に基づいて行われます。任意の出頭（捜査官が認めればオンラインを含む）は最も負担の少ない方法です	当事者の意思および捜査官の判断によります
2	在東京インドネシア共和国大使館を通じた呼出しまたは連携	告訴 番号 073 は在東京インドネシア共和国大使館に写しが送付されています	在外公館には日本領内で強制する権限がありません
3	刑事共助	インドネシアでは2006年法律第1号。日本では、条約がない場合、要請国が同種の要請に応ずる旨の保証をした場合にのみ要請が進められます（国際捜査共助等に関する法律第4条）	証拠および供述の収集のためのものであり、人の帰国のためのものではありません
4	犯罪人引渡し	1979年法律第1号第2条第2項：条約がない場合、友好関係およびインドネシアの利益に基づいて引渡しを	逃亡犯罪人引渡法第2条第3号・第4号は、請求国の法令および日本の法令の双方で長期3年以上の拘禁刑に当たる犯罪でなければ、引渡しを禁じています。第3条第2号は、条

		行うことができます。第4条：別表に掲げる犯罪、およびその他は被要請国の裁量。名誉毀損は別表に含まれていません。私が確認した法務省の最新の情報（2018年10月）によれば、日本が二国間の犯罪人引渡条約を結んでいるのは米国と韓国のみです	約がない場合に相互主義の保証を求めています。2023年法律第1号第436条（加重後8か月）および同法第433条第2項（加重後2年）の刑は上記の基準を下回り、日本の刑法第231条（1年）の刑も同様に下回ります。そのため私は、からかいの性質の投稿について、犯罪人引渡しは現実的な手段ではないと評価しています。最終的な判断は政府に属し、個人が引渡し請求を行うことはできません
5	ICPO（インターポール）赤手配書	ICPO のデータ処理規則第83条第1項(a)(i)は、赤手配書を重大な通常犯罪についてのみ認めています。赤手配書を発行できない犯罪についてのICPOのリスト（2022年1月28日版）には、名誉の毀損に関する犯罪が含まれています	本書面に記載した行為には利用できません
6	日本での手続	第IV部Bに記載した、刑事告訴、民事訴訟、発信者情報の開示請求	当事者がインドネシアにいる必要はありません。選択は私にあり、ここではこれ以上説明しません

VI. 公開アカウント上の倫理および情報セキュリティに関する事項

私は、この部を善意で、また自分が紛争の当事者であることを自覚したうえで提出します。公開リンクで見える範囲のみを記します。私は、何も試験せず、公開されていない部分を開かず、認証情報を複製していません。

A. コミットのメタデータに貴社のメールアドレスが含まれる公開リポジトリ（証拠E-1）

確認可能な事実	内容
リポジトリ	[redacted] 2026年11月27日時点で公開。2025年9月18日作成、2025年10月19日最終更新
コミットの数と時期	56件。2025年9月19日0時55分から2025年10月19日20時53分（タイムゾーン+09:00）
全コミットの識別情報	作成者およびコミッター：Marcello Faria、[redacted]
内容	README は、このリポジトリを「Homelab Infrastructure as Code」（自宅検証環境のコード化）と説明しています。*Proxmox* 上の *Kubernetes* クラスタ向けの *Terraform* 設定で、*ArgoCD* と *Vault* を用いるものです。私の閲覧のみの確認では、ファイルの内容にもコミットメッセージにも「mercari」の語は見つかりませんでした。ファイルに直接書かれた秘密鍵、トークン、パスワードのパターンの検索でも一致はありませんでした。この確認は限定的なものであり、セキュリティ監査ではありません

私の評価。 貴社のコード、設定またはデータがそのリポジトリにあることを示す証拠は、**見つかりませんでした**。見えているのは、従業員の貴社メールアドレスが56件の公開コミットに記録されていることです。このアドレスは第三者に収集され、従業員を狙った詐欺やソーシャルエンジニアリングのメッセージに利用される可能性があり、また貴社のメールアドレスの命名規則が分かります。そのようなことが起きたと主張するものではありません。

B. 業務環境または第三者を映した投稿

証拠	投稿	スクリーンショットに見えるもの	貴社が評価し得る点
E-2	2026年8月20日11時44分；791回表示；「The reason why u shouldn't use haiku model: What the hell bro???」	「Bypass permissions」の表示とモデル「Haiku 4.5」が見える、AIコーディング支援ツールのセッションのスクリーンショット。pull request の番号（#22884 および #3795）、ブランチ名の断片（*...feat/email-delivery-e2e-	その情報が機密または社内情報に当たるか；業務用リポジトリでのAIコーディング支援ツールの使用

		test* および *...-5pct-rollout*)、ファイル名「core_production.php」、「Phase 1 (5% canary)」、「Gate: <1%」、「api-jp」が見えます。その他の部分は投稿者により隠されています。隠された部分の前に「mercar」および「mer」の文字が見えます	に関する貴社の方針；投稿者による隠し方が十分か
E-3	2026年8月17日12時56分；4.1万回表示；「Adulting in software engineer: Jujur ga siap ngelead itv [絵文字]」。同日の返信（4,100回表示）：「seketika menyesal gw iyain KWKWKWK beban kerja nambah with no extra money」。*注：「正直、面接官を率いる自信がない」、「引き受けたことを急に後悔、追加の報酬なしに業務量が増えた」の意。*	パックエンドのポジションの面接に同席し、面接官として育成したい旨を伝える業務メッセージのスクリーンショット（名前は隠されています）	業務メッセージの内容を公開してよいか；貴社のソーシャルメディア方針
E-4	2025年3月25日8時13分；1,630回表示；コミュニティ「Komunitas MARAH MARAH」；「Jir ada ya orang gini, dia ngechat sabtu sore buat mnta referral, trus follow-up minggu subuh", senennya maksa buat minta nge-refer :) sopankah begitu?」。*注：「こんな人がいるなんて、土曜の夕方にリファラルを求めてチャットしてきて、日曜の未明にフォローアップ、事実上リファーを強要。礼儀正しいと言える？」の意。*	貴社のポジションへの紹介（リファラル）を求める応募者の私的メッセージのスクリーンショット。応募者の名前は投稿者により隠されています	応募者の個人情報の保護；採用倫理；貴社名との関連づけ

C. 他に考えられる合理的な説明

考えられる説明	私の記述への影響
リポジトリは個人のものであり、貴社のメールアドレスは気づかないうちに git の設定に入っていた	リスクはメールアドレスとその命名規則の露出に限られます。私は貴社の資産を見つけていません
E-2 の投稿は、機密でない練習用のリポジトリまたはテスト環境のものである	それが貴社のリポジトリかどうかは存じません。評価できるのは貴社のみです
E-2 の情報は共有が許可されている、または機密ではない	情報の分類は貴社の権限に属します
E-3 のメッセージは送信者の許可を得て共有された	存じません
E-4 のメッセージは、名前が隠されているため特定できない	メッセージの内容は見えます。それで十分かどうかは貴社の評価によります
発言は個人アカウントに、個人の意見として書かれた	貴社が発言していると主張するものではありません

この事項をお知らせする理由。 これらの事項は、社内情報、従業員の識別情報の安全、応募者の情報の保護といった貴社の利益に関わり得ます。貴社が自らの手続に基づいて評価し対応できるよう、お知らせするものです。誰かに対する措置を求めるものではありません。

Page 13 of 22 — not yet found

Page 14 of 22 — not yet found

Page 15 of 22 — not yet found

Page 16 of 22 — not yet found

Page 17 of 22 — not yet found

Page 18 of 22 — not yet found

Page 19 of 22 — not yet found

Page 20 of 22 — not yet found

Page 21 of 22 — not yet found

Page 22 of 22 — not yet found